

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 厚生年金保険法施行令の一部改正

一 特定被保険者及びその被扶養配偶者についての標準報酬の改定等の特例に関し、老齢厚生年金の額の計算等の特例について定めること。（第三条の十二の八から第三条の十二の十二まで及び第八条の二の八関係）

二 特定被保険者及びその被扶養配偶者についての標準報酬の改定等の特例に関し、当該標準報酬の改定請求の特例について定めること。（第三条の十二の十三及び第三条の十二の十四関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 厚生年金基金令の一部改正

一 特定被保険者及びその被扶養配偶者についての標準報酬の改定等の特例に関し、特定被保険者が厚生年金基金に加入していた場合に政府が厚生年金基金等から徴収する額を定めること。（第五十五条の二

第二項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 関係政令の規定の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。